

大情審答申第 302 号
平成 23 年 10 月 25 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年12月3日付け大浪保第77号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 22 年 10 月 20 日付け大浪保第 54 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結果として妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 22 年 10 月 6 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「松葉歯科に係る過誤返戻依頼書（浪速区）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 11 月 5 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は知人（以下「本件被保険者」という。）から委任され、本件請求を行っている。本件被保険者は、松葉歯科（以下「本件医療機関」という。）に通院していないにもかかわらず、大阪市から本件医療機関に係る国民健康保険の「医療費のお知らせ」が送付された。これについて、本件被保険者が本件医療機関に抗議したところ、本件医療機関は、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に請求した本件にかかる医療費（負担分）は既に返金したと言うが、真相はわからないため本件請求を行った。
- 2 本件決定について、そもそも返戻の対象となる期間が1か月、2か月の短い期間であれば書類がない場合があり得るとしても、またうっかりミスがあったとしても、2年間もの長期間の過誤返戻の申請があった時点で、不審に思わなければならないのに、区役所の職員は不正な請求をチェックすらしていなかった。加えて書類として保存する義務があるはずであり、決して許されない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）返戻の流れについて

(1) 国民健康保険医療費請求の流れについて

保険医療機関が療養の給付（被保険者が国民健康保険証を保険医療機関に提出して疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスを受けること）を取り扱った場合に、保険者（本件の場合、大阪市）は、療養の給付に要する費用の額からその療養の給付に関する被保険者の一部負担金相当額を控除した額を診療報酬として支払う。

保険医療機関が行う診療報酬の請求手続きは、厚生労働省令に基づき、病院又は診療所の場合は、診療報酬請求書にレセプトを添えて保険者に提出する。

国民健康保険においては、診療報酬の審査や支払いは国保連合会へ委託をしており、保険医療機関からの請求は国保連合会に請求され、保険者は国保連合会を通じて保険医療機関に診療報酬を支払うこととなる。

なお、保険医療機関から国保連合会に提出されたレセプトは被保険者ごとに住所地の区役所に送付され、区役所で保管する。

また、レセプトは平成20年3月診療分まで紙レセプトとして保管されており、同年4月以降診療分は電子レセプトとして、保険者レセプト管理システム上で保管されている。

(2) 保険医療機関からの依頼によるレセプト返戻について

保険医療機関が国保連合会にレセプトを提出後、保険医療機関が記載誤りや誤請求を発見した場合は、保険医療機関はレセプトの返戻申出を行うため、国保連合会に「返戻依頼書」を提出する。

国保連合会は、保険医療機関から提出された「返戻依頼書」を健康福祉局に送付し、健康福祉局から区役所に「返戻依頼書」が送付され、区役所において保管され

ていたレセプトを抽出する。なお、「返戻依頼書」も区役所で保管する。

「返戻依頼書」に基づいて抽出された紙レセプトは、健康福祉局を通じて国保連合会に送付し、保険医療機関に返戻される。また、電子レセプトは、健康福祉局を経由せず国保連合会に直接送付され、医療機関に返戻される。

(3) レセプトエラーリストによるレセプト返戻について

保険者は、保険医療機関から提出されたレセプトに記載されている被保険者資格情報と国民健康保険の資格情報を突合し、レセプトエラーリストを作成する。

レセプトエラーリストとレセプトの照合を行い明らかな誤りを発見した場合は、過誤返戻内容を記載した過誤付せんとレセプトを添えて、区役所から健康福祉局を通じて国保連合会に送付し、国保連合会がレセプトを保険医療機関に返戻する。

2 本件決定の理由

今回の本件被保険者の本件医療機関にかかるレセプト（以下「本件レセプト」という。）については、既に返戻しており、また健康福祉局に確認したところ医療費の精算が行われているとのことであり、以降、特に各機関からの連絡もない状況であった。

レセプト返戻処理については、上記第4の1に記載の処理で行うことになっており、今回の処理は、上記第4の1(3)に記載の処理に基づく返戻でないことは、保管しているレセプトエラーリスト全件を確認している。

また、上記第4の1(2)に記載の処理の場合に存在すべき本件文書の保管について確認を行ったが、区役所では保管されていないことが判明した。

区役所が保険者レセプト管理システムに保有するデータである「レセプト返戻理由」の内容を確認すると、医療機関からの「返戻依頼」ではなかったことから「返戻依頼書」に基づく処理ではなかった。

念のため、健康福祉局を通じて国保連合会に対して、本件医療機関から本件文書の提出があったか否かについても確認をしたが、保険医療機関からの返戻依頼でなかった。

以上の理由から、本件文書が不存在のことから本件決定を行ったものである。

3 本件文書に係る事務処理について

実施機関としては、今回の事案については、証拠となる書類が保管されていないので判然としないが、返戻依頼書に基づき返却すべきところを、平成22年2月3日付け健康福祉局からの電話依頼により対応したものと認識している。

なお、電話での抽出依頼による本件レセプトの送付については、浪速区役所が、大阪市国民健康保険給付事務取扱要領に基づいて、「返戻依頼書」に沿った事務処理をしなかったことによる不適正な事務処理であると考えており、実施機関としては今後このようなことがないように是正してまいる所存である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 実施機関は、本件レセプトについて、健康福祉局からの電話による依頼により返戻処理を行ったため本件文書は存在しないと主張している。

そこで、実施機関に確認したところ、本来、健康福祉局から「返戻依頼書」と併せて送付されるレセプトの抽出依頼文書に基づいてなされるべき決裁行為は行われていなかったものの、紙レセプトを抽出する際に実施機関が作成したレセプト抽出依頼リストの出力日が平成22年2月3日であることから、少なくとも同日以前に健康福祉局から電話依頼があったと考えられ、また、処理を行った担当者の記憶によると、健康福祉局から電話依頼があった当日に紙レセプトを抽出し、紙レセプトとレセプト抽出依頼リストを併せて健康福祉局に送付した、とのことである。

(2) 上記の経過について当審査会から健康福祉局に確認したところ、健康福祉局から浪速区役所へ電話により返戻依頼をした事実及び浪速区役所から本件レセプトの返戻を受けた事実の確認はできなかったとのことであった。

(3) ここで、当審査会が事務局職員に実施機関が保有する本件レセプトの返戻に係る文書について確認させたところ、本来作成されるべき決裁文書は存在しなかったものの、確かに、平成22年2月3日に健康福祉局から電話により依頼があった旨のメモが記載されたレセプト抽出リスト及び紙レセプトの写しが存在し、また、保険者レセプト管理システムから出力された電子レセプトの送信記録も存在した。このことから、返戻処理そのものが浪速区役所において行われたことは事実であると認められる。

(4) また、実施機関によれば、国保連合会から健康福祉局へ送付される国民健康保険過誤調整結果通知書により、本件医療機関から大阪市に対して、本件レセプトに係る診療報酬が精算されていることが確認できたとのことであり、この事実から、本件レセプトは本件医療機関に返戻されていることも認められる。

(5) なお、異議申立人は、前記第3の2に記載のとおり、区役所の職員が不正な請求をチェックしていなかった旨を指摘している。そこで、実施機関に確認したところ、本市においては診療報酬の請求に関して不正が疑われるケースについての事務の

定めはなく、住居地の被保険者に係るレセプト保管の事務を行っている区においては、あくまでもレセプトの返戻依頼に基づきレセプトの返戻を行っているに過ぎない、とのことであった。

- (6) 上記の本件レセプト返戻に係る経緯から、返戻依頼書によらず専ら健康福祉局からの電話による依頼に基づいて行った事務処理は、実施機関も認めているとおり不適切である。また、電話による依頼の事実について健康福祉局において確認できないなど、本来踏むべき手順によらず当該事務処理がなされた経過については、不自然な点が残ると言わざるを得ない。

しかしながら、レセプト返戻処理自体は日常的に行われている事務であるところ、本件については、上記の経過からも実施機関の担当者の記憶は比較的詳細であり、当該記憶に沿ったメモや送信記録も存在しているなど、実施機関の説明を覆すに足る特段の事情も他に認められないことから、本件文書が存在しないとして行った本件決定は、結果として是認せざるを得ない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 須藤陽子、委員 曾我部真裕

(参考) 答申に至る経過

平成 22 年度諮問受理第 23 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 12 月 3 日	諮問
平成 22 年 12 月 24 日	実施機関理由説明
平成 23 年 4 月 14 日	異議申立人意見陳述
平成 23 年 5 月 26 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 6 月 23 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 7 月 25 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 8 月 8 日	審議 (答申案)
平成 23 年 8 月 29 日	審議 (答申案)
平成 23 年 9 月 20 日	審議 (答申案)
平成 23 年 10 月 25 日	答申